

新型コロナウイルス関連

(エミレーツ航空のドバイ発日本直行便の運航, オンアライバルビザの再開等)

令和2年7月1日
在ドバイ日本国総領事館

【ポイント】

- エミレーツ航空は、ドバイ発大阪行きを7月7日から、ドバイ発東京行きを7月8日からそれぞれ運行再開すると発表しました。
- 7月7日以降、ドバイ空港についてのみ、日本人へのオンアライバルビザの運用が再開されます。なお、在外UAE大使館で事前に取得する就労、家族滞在等の在留資格の発行開始時期等については、発表されていません。
- 6月29日、日本政府は水際対策に関する新たな措置を発表し、UAEから日本に入国する全ての方に対する、入国時のPCR検査の実施、入国後14日間の公共交通機関の不利用、及び入国後14日間の指定場所での待機等の検疫措置について、7月末日まで延長することを発表しました。

【本文】

1 エミレーツ航空の日本便運航再開

エミレーツ航空は、以下のとおり日本直行便の運航再開を発表しました。これ以前に予約を受け付けていた便は、すべてキャンセルされています。

- ドバイ・関空間：7月7日から週4便
- ドバイ・成田間：7月8日から週3便

2 UAE非在住者のドバイへの入国（短期滞在）

UAE在留資格を持っていない方の短期滞在目的（観光、商用、親族訪問等）のUAE入国は、以下の措置をもって、ドバイの空港でのみ認められます。ドバイ以外の空港からの新規入国手続きは、現時点で発表されていません。

(1) 入国の条件：短期滞在のためのドバイへの入国は、以下の条件で認められます。

- ドバイ到着から96時間前までに発行されたPCR検査の陰性証明（英語）を取得する、またはドバイ空港到着時にPCR検査を受検し、陰性の結果が出るまでホテルや当局が指定する施設で待機すること（費用自己負担）。検査結果が陽性となった場合は、無症状でも14日間の隔離が求められる。
- 有効な海外旅行保険に加入していること。
- 出発地の飛行機搭乗前に健康申告書（Health Declaration Form）に記入すること。
- 専用アプリ「COVID-19 DXB」を私用スマートフォンにインストールし、登録手続きをすること。

(2) 入国ビザの取得：ドバイに新規入国する日本人には、ドバイ国際空港でオンアライバルビザが付与されます（無料）。このビザで30日間滞在可能ですが、就労することは認められません。

(3) 就労等のための在留資格：長期滞在のための UAE 在留資格の新規発行手続きは、現時点で未公表です。詳細が判明次第、お知らせします。

3 ドバイ在住者の出国と再入国

以下の措置は、UAE 在留資格 (UAE Residence Visa) を持っている方がドバイから出入国する場合に該当します。ドバイ以外からの出入国については、連邦政府のルールが適用されますので、ご注意ください。

(1) 再入国許可の事前取得：ドバイで発行された UAE 在留資格を持っている方は、UAE 出国前にドバイ入国管理局 (GDRFA ドバイ) の再入国許可を取得しておく必要があります。ドバイ以外で発行された在留資格を持っている方は、連邦 ID 国籍庁 (ICA) の許可が必要です。

(2) UAE 出国時の手続き：搭乗前に健康申告書 (Health Declaration Form) 及び検疫誓約書 (Quarantine Undertaking Form) の記入が求められます。

(3) 再入国時の手続き：ドバイ到着時に、以下が求められます。

- 健康申告書を提出し PCR 検査を受けること。ドバイ空港から再入国する場合、事前に渡航先で PCR 検査を受検してくる必要はありませんが、ドバイ以外から再入国する場合は、UAE 連邦政府が、UAE 向け航空機の出発 72 時間前までに渡航先で受けた PCR 検査の陰性証明を求めると発表しています。
- PCR 検査で陰性が確認されるまで自宅又はホテルで待機すること。
- 専用アプリ「COVID-19 DXB」をインストールすること。

4 留意事項

●日本政府は UAE を感染症危険情報レベル 3 に指定しており、6 月末までとしていた入国者に対する措置について、7 月末日までに延長されました。これにより、UAE から日本に入国する方には日本の到着空港で PCR 検査が行われるほか、14 日間公共交通機関が使えないこと、及び入国後 14 日間の指定場所での隔離が要請されます。詳細は渡航前に厚生労働省のホームページをご確認ください。

●上記情報は 7 月 1 日時点のものであり、UAE 当局による措置は今後も予告なく変更または追加されることが予想されます。UAE 連邦政府とドバイ政府の取り扱いの違いなど、邦人の皆様に有益な情報は、随時、領事メール等でお知らせします。在留邦人及び当地滞在中の皆様におかれては、十分な感染予防策をとるとともに、当局の発表等、最新の情報の入手に努めてください。

【本件に関する参照先】

○在留資格保持者の再入国許可取得：

(GDRFA)

https://smart.gdrfad.gov.ae/Smart_OTCServicesPortal/ReturnPermitServiceForm.aspx

(ICA)

<https://beta.smartservices.ica.gov.ae/echannels/web/client/guest/index.html#/issueR>

[residentEntryPermission/request/708/step1?administrativeRegionId=1&withException=false](https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/entrypermission/request/708/step1?administrativeRegionId=1&withException=false)

○エミレーツ航空：

(6月26日発表) <https://www.emirates.com/media-centre/emirates-announces-addition-of-seven-more-cities-to-its-list-of-passenger-destinations/>

(在留資格保持者のドバイ入国手続き)

<https://www.emirates.com/ae/english/help/flying-you-home/>

○ドバイ空港ホームページ：<https://www.dubaiairports.ae/>

(空港利用者へのガイドライン) https://www.dubaiairports.ae/docs/default-source/default-document-library/supreme-committee-of-crisis-and-disaster-management.pdf?sfvrsn=2b45afbd_2

○当館ホームページ(6月23日：ドバイからの出入国の制限緩和，出国時／再入国時の手続き等)：

<https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/newhp/20200623update.pdf>

○外務省海外安全ホームページ(6月29日：日本における水際対策強化)：

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pwideareaspecificinfo_2020C057.html

○厚生労働省ホームページ(水際対策の強化に関するQ&A)：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html

【一般的な参考情報】

○ドバイ・メディア局公式 Twitter：<https://twitter.com/DXBMediaOffice>

○ドバイ保健庁(DHA)公式 Twitter：https://twitter.com/dha_dubai

○ドバイ警察公式 Twitter：<https://twitter.com/dubaipolicehq>

○外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

在ドバイ日本国総領事館

電話：+971-(0)4-293-8888 (日～木曜 08:00-16:00、ラマダン中は 08:00-14:00)

F A X：+971-(0)4-332-4474

所在地：28th Floor, Dubai World Trade Centre, UAE

ホームページ：http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※本メールは、在留届提出者及びたびレジに登録されている方に送付しています。

※在留届の「変更届」及び「帰国届」をご提出される方はこちら。

http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_orr.html